

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた 県立高等学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

令和 3 年 1 月 7 日に発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、1 月 8 日に県立高校及び特別支援学校に対し、下記について適切に対応するよう通知するとともに、小中学校についても市町村教育委員会に対し同様の対応を依頼しております。

なお、1 月 13 日付けで緊急事態宣言措置の対象区域が 11 都府県に拡大されたことを受け、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部が 1 月 8 日に決定した県民等への「県外との往来に係る協力依頼」について、1 月 14 日に見直しを行ったため、1 月 15 日に「3 県外との往来について」中、「感染が拡大している地域」を変更しております。

記

1 基本的な考え方について

現在の感染状況を踏まえると、社会のあらゆる分野で新規の感染者を一人でも減らすことが必要であり、緊急事態宣言対象措置の区域外でも、各学校において、地域の感染レベルに応じた感染防止対策が適切にとられているか、改めて確認の上、徹底する。

なお、学びの保障の観点から、部活動を含め、基本的に教育活動は継続し、学校関係者に感染が確認された場合も、保健所に相談をしながら臨時休校等は限定的となるよう対応していく。

2 健康観察の徹底について

- 児童生徒、教職員ともに毎日の登校・出勤前の健康観察を改めて徹底すること。登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。
- 教職員については、教職員は多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

3 県外との往来について

緊急事態宣言による措置の実施期間における県外との往来について、感染が拡大している地域*との往来は慎重にすることとし、特に緊急事態宣言の対象地域については、大学等受験や全国大会等への参加を除き、不要不急の往来は控えることとする。

※ 北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、
奈良県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

(1) 大学等受験や全国大会等*への参加について ※県予選等を経て参加するもの

大学等受験や全国大会等への参加の際は、以下の点に留意する。

- 緊急事態宣言の対象地域や感染が拡大している地域を往来する場合、現地での不要不急の外出は控えること。
- 宿泊施設や公共交通機関利用時、飲食の場面においても、身体的距離の確保、マス

ク着用等基本的な感染防止対策と健康観察を徹底すること。飲食の場は感染リスクが高いと指摘されていることから特に留意し、本県のこれまでの感染確認事例に鑑み、県外の方との会食等は控えること。

- 帰県後も健康状態等に問題がなければ、自宅待機は要しないが、健康観察を徹底すること。

また、必要に応じてオンラインによる学習指導も検討すること。

- 緊急事態宣言措置の対象地域や感染が拡大している地域で開催される全国大会等への参加については、その可否について十分検討し、保護者等関係者に丁寧に説明のうえ承諾を得ること。参加する場合は全行程における感染防止対策を徹底し、行動記録を取っておくこと。

(2) 教職員の移動について

- 緊急事態宣言措置の対象となった地域への不要不急の出張は、Web会議の活用等により控えること。感染が拡大している地域への出張についても慎重にすること。

なお、本県のこれまでの感染確認事例に鑑み、県外の方との会食等は控えること。

- 教職員は多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、私用に係る移動であっても同様とすること。

(3) その他

児童生徒の同居家族等が県外との往来をしたことのみをもって、児童生徒の自宅待機は要しない。ただし、保護者の協力を得ながら、家庭での感染防止対策と児童生徒と当該同居家族等の健康観察を徹底すること。

4 高等学校入学者選抜の実施に向けて

入学志願者や検査監督者等の入選業務に携わる者の体調管理はもちろんのこと、入学志願者の在籍する中学校及び入学者選抜を実施する高等学校の教職員、在校生とその家族を含めて感染症対策をより一層徹底するよう周知すること。

5 教職員について

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染し得る病気ではあるが、このたび、県立学校の教職員の感染例が確認されたことについて、感染防止対策を推進する立場にある県職員として、また、教員・事務職員の職種に関わらず、学校の教職員は多数の生徒等に接する業務であることに鑑み、教職員一人ひとりがこのことを重く受け止め、学校外にあって、基本的な感染防止対策をより一層徹底して慎重に行動するよう、全職員に周知徹底すること。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉 高校教育課 TEL 023-630-3067、3106

〈特別支援学校に関すること〉 特別支援教育課 TEL 023-630-3346

〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉 スポーツ保健課 TEL 023-630-2562

〈小中学校に関すること〉 義務教育課 TEL 023-630-3416

〈教職員に関すること〉 教職員課 TEL 023-630-2563